

～ 令和8・9年度 学校給食センター物資納入業者申請要領 ～

周南市の令和8・9年度に発注する学校給食用物資納入業者の登録を希望される法人もしくは個人の方は、次の要領により書類を提出してください。

1 受付期間

令和8年1月5日(月)～令和8年1月26日(月)



2 提出書類

番号	提出書類	
1	<input type="radio"/>	周南市立学校給食センター物資納入業者登録申請書 (1号様式)
2	<input type="radio"/>	営業実績概要 (2号様式)
3	<input type="radio"/>	営業所・製造所及び倉庫の所在地の平面図 (3号様式)
4	<input type="radio"/>	誓約書 (4号様式)
5	<input type="triangle"/>	営業(業務)に必要な許可書等の写し
6	<input type="triangle"/>	食品衛生監視票 (写し可) 又は同意書
7	<input type="triangle"/>	周南市税の滞納がないことの証明 (写し可) 又は同意書
8	<input type="radio"/>	国税の未納の税額がないことの証明 「納税証明書」 (写し可) 又は同意書 法人『その3の3』 個人『その3の2』
9	<input type="triangle"/>	従業員の検便検査成績表 (写し可) (赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌)
10	<input type="radio"/>	宛名を記載した返信用封筒(定形、110円切手添付)

注意事項

- (1) ○印は必ず提出する書類で、△印は該当する場合のみ提出する書類です。
- (2) 各種証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (3) 提出書類は番号順に並べて、クリップでとめておいてください。
- (4) 7番は、周南市内に本社・本店・支店・営業所等がある場合は提出してください。
- (5) 8番は、法人 → その3の3「法人税」及び「地方税及び地方消費税」について
未納税額のない証明用
個人 → その3の2「申告所得税」及び「地方税及び地方消費税」について
未納税額のない証明用
- (6) 7番・8番のかわりに同意書を提出することもできます。ただし、周南市契約監理課へ
令和8・9年度競争入札等参加資格審査を申請されていない場合は、7番・8番を提出
してください。
- (7) 9番は、製造業者で、直接商品に触れる作業に従事している方全員分を提出してくだ
さい。納品や営業のみの方の検査成績表の提出は不要です。

3 登録決定及び登録期間

学校給食センター運営審議会で登録業者を決定し、令和8年2月下旬頃登録決定通知書を郵送します。

登録期間は、令和8年4月1日～令和10年3月31日です。

4 登録業者選定基準

- (1) 周南市又は山口県内に営業所があること。
- (2) 確実な取引先があり、堅実な経営が行われていること。
- (3) 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- (4) 国税及び周南市税の滞納がないこと。
- (5) 営業許可を必要とするものは、その許可を有するものであること。
- (6) 食品衛生監視票の採点結果が8割程度であること。
- (7) 製品加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷凍設備その他衛生上必要な設備が完備していること。
- (8) 給食センターの所要量を納品できる能力があること。
- (9) 指示する期日、時刻及び場所に確実に配達ができ、数量不足、交換等で緊急を要する場合に迅速に対応できる態勢があること。
- (10) 台風・地震等の災害発生及び感染症発生により、急遽給食中止となった場合は、返品が可能なこと。

5 審査事項等の変更の届出

申請書受付後、申請事項に変更が生じた場合は、すみやかに変更届(第5号様式)を提出してください。

6 提出先及び問い合わせ先

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
周南市教育委員会 学校給食課 担当:松田
TEL 0834-22-8418 FAX 0834-22-8534

記載上のルール

- ※ 記入にあたっては、黒色のボールペン等でお願いします。
- ※ 鉛筆で記入された申請書は受領できませんのでご注意ください。
- ※ 記入ミスが発生した場合は、二重線で訂正し、必ず訂正印を押してください。



※ 提出された書類の個人情報については、当審議会以外の目的で使用することはありません。